

令和 8 年 9 月 15 日

第 61 回社会保障審議会生活保護基準部会（令和 8 年 9 月 15 日）への意見

明治学院大学 社会学部 新保美香

児童養育加算の支給方法について（資料・P5）

- ①児童養育加算は、従来どおり「定額支給」とすることが望まれる。本加算は、生活保護世帯の子ども自身の意向や希望をふまえて、子どもの健全育成に資するように用いられる必要がある。
- ②平成 30 年 10 月 1 日より、学習支援費が「実費支給」となっている。一般世帯のクラブ活動への参加率（平成 29 年スポーツ庁調査：中学生 91.9%、高校生 81.0%）との比較において学習支援費の利用は低調であることが指摘されており、令和 2 年度において中学生 18.7%、高校生 16.2%であった受給者割合は、令和 4 年 12 月 27 日付厚生労働省保護課事務連絡により福祉事務所宛に該当世帯への周知を促したが、令和 6 年度被保護者調査において、小学生 2.3%、中学生 21.9%、高校生 20.4%であり、大きな変化はみられていない。（令和 8 年 6 月 30 日開催 第 58 回社会保障審議会生活保護基準部会、資料 3-P19、参考資料 2-P1）
こうした要因のひとつには、子ども自身、あるいは世帯の保護者が、学習支援費の趣旨と手続き方法を理解し、必要に応じて申請することが難しい場合があることがうかがえる。
- ③児童養育加算が対象とする費用は、学習支援費に比して多様であり、それを必要とする頻度も高いものと考えられる。この費用を、適宜「実費支給」するための手続きは、対象世帯の子どもと保護者にとっての過重な負担になるものと思われる。また、申請に迅速かつ的確に対応しなければならない福祉事務所の事務負担が相当に大きくなることは想像に難くない。
- ④学習支援費の「実費支給」においては、該当世帯に周知徹底されているかが課題となっていた。児童養育加算を「定額支給」する場合も同様であり、保護者のみならず、子どもの年齢等に応じて子ども本人にもその趣旨を伝え、子どもの希望に応じて加算が用いられるようにすることが求められる。
- ⑤こうした取組みをすすめていくにあたっては、「こども基本法」および「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念に則り、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」等を考慮し、子ども自身の意見や希望をふまえた対応を実現することが重要である。

以上